

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海聡 様

(実施機関名)  
東郷町長 井 俣 憲 治



行政文書不開示決定通知書

令和6年4月30日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、東郷町情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称	町が令和5年12月に町職員全員に対して行った「井俣憲治町長によるハラスメントに関するアンケート調査」の回答内容が分かるもの
不開示の区分	<input type="checkbox"/> 全部不開示 <input type="checkbox"/> 請求の拒否 <input checked="" type="checkbox"/> 保有していない
開示しない理由	(根拠) 東郷町情報公開条例第11条第2項「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当 (理由) 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
開示が可能となる日	
担当部課名	総務部総務財政課    電話 0561-38-3111 (代)    内線 2334

備考1 「開示が可能となる日」は、あなたが請求した行政文書について、開示しない理由がなくなる日があらかじめ明示できるものについてのみ記載されていますので、その日以後改めて開示請求することができます。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。